34　公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程細則

公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程細則（以下、「本細則」という）は、公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度（以下、「生涯学習認定制度」という）の実施にあたり、公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程（以下、「生涯学習認定制度規程」という）の委任に基づく事項、その他生涯学習認定制度の実施に必要な事項を定める。

第１条　生涯学習認定制度における研修はＰＳにおける５つの領域（ヒューマニズム（倫理）、医薬品の適正使用（安全性、有効性、経済性）、地域住民の健康増進（薬物乱用防止、セルフメディケーション）、リスクマネジメント、法律制度の遵守を網羅し、各領域を受講する。

第２条　生涯学習認定制度における研修の種別は、別表第１にこれを掲げる。

第３条　生涯学習認定制度における単位基準は、別表第２にこれを掲げる。

第４条　生涯学習認定制度における地域保健活動の内容は別表第１にこれを掲げる。

第５条　新規申請に必要な条件は以下のとおりとする。

（１）４年以内に40単位以上（各年５単位以上）取得すること。ただし、他のＣＰＣ認証プロバイダーの研修単位は20単位以内とする。

（２）取得した単位のうち、第２条に示した研修の種別（１）～（３）に規定する学会・研修会・講習会・実習研修による単位が20単位以上あること。

（３）申請対象期間内にＰＳにおける５つの領域は各１単位以上取得すること。

（４）ＰＳ１（ヒューマニズム（倫理））に該当する研修は１年間に１単位以上取得すること。

（５）申請対象期間内において本会開催もしくは本会と地域薬剤師会の共催の「薬剤師倫理研修会」に参加すること。申請対象期間内に「薬剤師倫理研修会」を複数回参加した場合、2回目以降はPS1の単位として取り扱うことができる。

（６）地域保健活動は、申請対象期間内において１回（１単位）以上参加すること。

（７）自己研修は、１年間に５単位以内とする。

第５条の２　ＣＰＣ認証を受けている他のプロバイダーの認定を現に受けている者が本会の認定を申請する場合は新規申請として取り扱い、必要な条件は以下のとおりとする。

（１）認定有効期間内に30単位以上（各年５単位以上）取得すること。ただし、他のＣＰＣ認証プロバイダーの研修単位は15単位以内とする。

（２）取得した単位のうち、第２条に示した研修の種別（１）～（３）に規定する学会・研修会・講習会・実習研修による単位が15単位以上あること。

（３）申請対象期間内にＰＳにおける５つの領域は各１単位以上取得すること。

（４）ＰＳ１（ヒューマニズム（倫理））に該当する研修は１年間に１単位以上取得すること。

（５）申請対象期間内において本会開催もしくは本会と地域薬剤師会の共催の「薬剤師倫理研修会」に参加すること。申請対象期間内に「薬剤師倫理研修会」を複数回参加した場合、2回目以降はPS1の単位として取り扱うことができる。

（６）地域保健活動は、申請対象期間内において１回（１単位）以上参加すること。

（７）自己研修は、１年間に５単位以内とする。

第６条　更新申請に必要な条件は以下のとおりとする。

（１）３年間で30単位以上（各年５単位以上）取得すること。他のＣＰＣ認証プロバイダー発行の研修単位は15単位以内とする。

（２）取得した単位のうち、第２条に示した研修の種別（１）～（３）に規定する学会・研修会・講習会・実習研修による単位が15単位以上あること。

（３）３年間にＰＳにおける５つの領域は各１単位以上取得すること。

（４）ＰＳ１（ヒューマニズム（倫理））に該当する研修は１年間に１単位以上取得することを原則とするが、申請対象期間において３単位以上の取得でも構わないものとする。

（５）申請対象期間内において本会開催もしくは本会と地域薬剤師会の共催の「薬剤師倫理研修会」に参加すること。申請対象期間内に「薬剤師倫理研修会」を複数回参加した場合、2回目以降はPS1の単位として取り扱うことができる。

（６）地域保健活動は、申請対象期間内において１回（１単位）以上参加すること。

（７）自己研修は、１年間に５単位以内とする。

第７条　生涯学習履修認定証を破損、汚損、紛失した場合、また氏名変更があった場合には申請により再交付することができる。費用は、本会会員は3,000円に消費税を加えた額、非会員は5,000円に消費税を加えた額とする。

第８条　本細則の改廃は、生涯学習委員会にて行う。

附　則

本細則は、平成23年４月１日より施行する。

平成25年４月　本会の公益社団法人への移行と、本細則の認定要件の見直しに伴い改定する。

平成26年４月　本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成27年４月　本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成28年10月　本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成28年11月　本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成31年２月　本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

令和３年３月19日　本細則の認定要件の見直しに伴い改正し、令和３年４月１日より施行する。ただし、別表第２（３）に規定する実習研修の単位基準については令和４年４月１日より適用することとし、それまでは１時間１単位（１日上限４単位）とする。

令和４年３月11日　本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。ただし、第５条、第５条の２、第６条に規定する地域保健活動の申請については、地域保健活動の特例免除期間の終了より適用する。

令和５年１月16日　令和４年度版「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」(PS)公表に伴い改正する。

令和６年６月７日　本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

令和７年２月17日　生涯学習履修認定証の再交付について定める。

別表第１　研修の種別（第２条、第４条関係）

（１）学会、学術大会、学術集会
・かながわ薬剤師学術大会
・日本医療薬学会
・日本薬学会
・日本薬剤師会
・各都道府県薬剤師会　　等
但し、他のＣＰＣ認証プロバイダーが承認している場合に限る。
（２）研修会、講習会
①本会の各委員会主催及び共催の研修会
②本県内の地域・職域薬剤師会主催及び共催の研修会
③下記団体主催の研修会、講習会、ｅラーニング
（但し、他のＣＰＣ認証プロバイダーが承認している場合に限る。）
・日本薬剤師会
・各都道府県薬剤師会（地域及び職域の薬剤師会を含む。）
・薬科大学、薬学部
・その他これらに準ずるもの
（３）実習研修（(２)研修会、講習会の中で行われるものを含む)
・病院、診療所及び介護関連施設等の実地において行われる研修
・薬剤、資材及び器具等の実物を用いて行われる研修
（ＳＧＤは必ずしも実習とは限らない）
（４）地域保健活動
広く国民を対象に、保健・福祉の向上並びに健康な生活の確保等を目的とした活動を他組織（行政、薬剤師会、自治会等の公的、非営利的なものに限る）と共同で行う次のようなもの。
・小中学校・高等学校で実施される薬物適正使用教室
・市民・県民対象の薬物乱用防止キャンペーン活動
・市民・県民対象の健康フェスタでの活動
・市民・県民対象のスポーツファーマシスト活動・講演会
・薬剤師会、自治会等と共催のもとで行う自店舗での健康相談会（フェア）
・薬剤師会、自治会等が発行する市民・県民を対象とした広報誌等への原稿執筆（依頼された場合に限る）
・多職種ミーティング
ただし、以下のようなものは地域保健活動として認めない。
・介護認定審査会等の会議
・休日診療所での勤務
・自店舗及び関連店舗において単独で開催する健康フェア
（５）自己研修
①薬剤師業務、薬学、医学関連の雑誌・書籍などによる学習
②視聴覚教材を利用した研修

③ＣＰＣ認証プロバイダー以外が開催する研修会等

研修成果を、別紙にワープロ等で4,000文字程度にまとめたものを添付することとする。

（６）学術論文等掲載

①学会誌に掲載された原著論文、資料、ノート

②日薬誌に掲載された論文

③総説、解説、著書（分担を含む）など

別表第２　単位基準（第３条関係）

（１）学会、学術大会、学術集会
ア　参加45分以上90分未満 0.5単位
イ　90分１単位　（以後、45分ごとに0.5単位　ただし、１日上限４単位）
ウ　講師、演者は１回１単位付与
【註】他のＣＰＣプロバイダーが承認したものはその基準による。
（２）研修会、講習会
ア　参加45分以上90分未満 0.5単位
イ　90分１単位（以後、45分ごとに0.5単位ただし、１日上限４単位）
ウ　講師、演者は１回１単位付与
【註】他のＣＰＣプロバイダーが承認したものはその基準による。
（３）実習研修
ア　参加45分以上90分未満 0.5単位
イ　90分１単位（以後、45分ごとに0.5単位ただし、１日上限４単位）
ウ　講師、演者は１回１単位付与
【註】他のＣＰＣプロバイダーが承認したものはその基準による。
（４）地域保健活動
１時間１単位（ただし、１回上限４単位とし、活動が複数日にわたる場合は１回とみなす。また原稿執筆等の場合は１回１単位とする。）
（５）自己研修
４時間１単位（ただし、１日上限４単位）
（６）学術論文等掲載（当該論文表紙の写しを提出）
ア　査読のあるもの
・単著の著者及び共著の場合は筆頭著者
１報　３単位
・筆頭著者を除く共著者
１報　１単位
イ　査読のないもの
・単著の著者及び共著の場合は筆頭著者
１報　１単位
・筆頭著者を除く共著者
１報　0.5単位